

7 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

日 時 平成20年7月18日 (金)

午後1時30分

場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室

次 第

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

- (1) 平成20年秦野市議会第2回定例会報告について (資料1 教育総務部・生涯学習部)
- (2) 鶴巻小学校給食調理業務委託事業者の決定について (// なし 学校教育課)
- (3) 平成20年度夏季休業中の教育研修事業について (// 2 教育研究所)
- (4) 平成20年度はだのっ子アワード事業実施について (// 3 //)
- (5) 広域連携青少年洋上体験研修事業開催について (// 4 生涯学習課)
- (6) 神奈川県指定史跡二子塚古墳発掘調査の実施について (// 5 //)
- (7) 「かながわアスリートネットワーク」によるスポーツ教室の開催について (// 6 スポーツ振興課)
- (8) 第4回はだの丹沢水無川マラソン大会の開催について (// 7 //)
- (9) 1市2町のスポーツ施設の相互利用について (// 8 //)
- (10) 第22回夕暮記念こども短歌大会の開催について (// 9 図書館)

4 議 案

- (1) 議案第20号 平成21年度に使用する小学校教科用図書の採択について
- (2) 議案第21号 平成21年度に使用する中学校教科用図書の採択について
- (3) 議案第22号 平成21年度に使用する学校教育法附則第9条による教科用図書の採択について

5 請 願

「全国学力・学習状況調査結果」に基づく秦野市の結果について「情報公開審査会答申」通り、公開とすることを求める請願

6 協議事項

- (1) 教育委員会の点検・評価について
- (2) 学校施設における耐震化について
- (3) 平成19年度全国学力・学習状況調査に係る結果の取り扱いについて

7 その他

8 閉 会

平成20年7月定例教育委員会会議録

日 時	平成20年7月18日（金） 午後1時30分～午後4時00分
場 所	秦野市役所西庁舎3階会議室
出席委員	委員長 高野 二郎 委 員 宇山 忠男 委 員 望月 國男 教育長 金子 信夫
欠席委員	委員長職務代理者 平野 義耀
委員以外 の出席者	教育総務部長 石井 邦男 生涯学習部長 草山 政義 教育総務部参事 相原 雅徳 生涯学習課長 木村 均 教育総務課長 二階堂 敬 スポーツ振興課長 武井 敏一 学校教育課長 牛田 洋史 図書館長 和田 義満 教育指導課長 教育総務課課長補佐(庶務担当) 諸星 昇 (兼)教育研究所長 高木 俊樹 教育総務課庶務班主査 和田 安弘
傍聴者	3名
会議次第	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり

委員長

ただ今より、7月定例教育委員会会議を開催します。

教育長

会議の前に、教育長から連絡があります。

北中学校の現職、青木 司 教頭が病気のため逝去されました。
心から哀悼の意を表したいと思います。

後ほど「その他」で後任人事に関する事務手続について、お諮りし、御理解いただきたいと思います。

委員長

教育委員会としても御冥福をお祈りしたいと思います。

なお、学校現場での混乱がないよう対応をお願いします。

お手元の会議次第に沿って進めます。

まず、前回の定例会会議録の承認についてですが、質問、意見等ありましたらお願いします。

—特になし—

委員長

前回は会議録を承認してよろしいでしょうか。

—異議なし—

委員長	<p>前回の会議録を承認します。</p> <p>次に、教育長報告をお願いします。</p> <p>—教育長が教育長報告10件を報告—</p>
委員長 教育長	<p>教育長報告（1）について質問、意見等ありますか。</p> <p>市議会についての教育委員会への報告は、遅れますが、このような形で出しています。しかしながら、議員一人ひとりの発言等を記載できるスペースには限度があります。議事を全て記載できませんので、あらかじめ御承知おきください。</p> <p>傍聴していただくことが一番早いのですが、インターネットで市ホームページによるビデオ配信もしています。また、市議会の詳細は、議事録でも確認できます。</p>
委員長	<p>前は速報でしたが、耐震補強工事等について、質問、意見等をいただきました。それ以外で質問、意見等ありましたらお願いします。</p>
望月委員	<p>資料1の6ページ、木村眞澄議員の質問に対し、「香川県滝宮小学校での「弁当の日」の取組みについて教育的価値を認める」とありますが、「教育的価値」について教えてください。</p> <p>2番目として、神倉議員の質問についてです。地域の方々に感謝の気持ちを伝える場として、学校行事は重要な意味を持つ、ということは、そのとおりであると考えています。入学式、卒業式に来賓を一人ひとり紹介することも一つの方法です。</p> <p>地域の方々への感謝の気持ちを表す場は、日常的に多くあるのではないかと思います。例えば、体験学習等でお世話になった方々に、生徒がお礼の手紙を書くとか、4月或いは9月の始業式にお越しいただき、直接壇上で紹介し、一言あいさつをいただくなど、私が校長の時には行っていました。日常的に感謝の気持ちを伝えている学校での工夫もあるのではないのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>「弁当の日」は、子どもたちが、自分で献立を考え、食材を購入し、調理の仕方を勉強して調理、盛りつけ、それを弁当として持参するという過程を通じ、自立心、生活力、生きる力、感謝の気持ち、などを養おうとする取組みです。家族との会話の満足感、栄養価等を考えながら、食育の一つとして教育活動につながっていくという部分で一定の教育的価値が認められます。</p>
教育指導課長	<p>2番目についてですが、指摘のとおりだと思います。感謝の場というのは、ある特定の場面だけではなく、1年間の中で幾つか考えられます。小学校では地域の方々をお呼びして「感謝の会」を実施したこともあります。</p>
委員長	<p>2ページの横山議員からは「有害サイト」について、5ページの平沢議員からは「情報モラル教育・有害情報教育」について質</p>

教育指導課長	<p>問がありますが、具体的に子どもたちは、どのような情報をどのように手に入れているのか、教えてください。</p>
委員長	<p>パソコン或いは携帯電話を使って情報を入手します。ほとんどが携帯電話であると思いますが、インターネット上のプロフィールサイトの略である「プロフ」に、自分のプロフィールを載せて、それを見た人から書き込みができるようになっています。また、小・中学校ごとに秘密裏に「学校裏サイト」というサイトをつくり、そこにアクセスすることによって情報が広がります。</p>
教育指導課長	<p>小・中学生ですから、パソコンよりは携帯電話の方が圧倒的に多いのでしょう。携帯電話を小・中学生に持たせる場合には、色々な問題が提起されていますが、保護者はどのような意識から持たせているのでしょうか。また、学校は、携帯電話に対してどのような対応をしているのでしょうか。</p> <p>難しい問題ですが、学校だけで対応できる問題ではありませんので、保護者或いは家庭との関係をどのようにつくるのか、という問題が大きいと思います。こういうことは、まだ家庭との間で特に議論をしていくことにはなっていないのですか。</p>
委員長	<p>指摘のとおりだと思います。これは、学校教育、家庭教育、企業間教育がそれぞれ関係していると思います。企業間教育では、法的な整備が進んでいる状況があります。学校では、技術の授業、小学校の社会科の授業でモラルについての学習の場があります。また、そのような啓発をする教育の場が必要だと思います。</p> <p>家庭がどのような意識を持つかということについては、学校だより等を使って啓発に努めたり、或いはPTAの協力によりPTAの広報に載せるなど対応をしています。</p>
学校教育課長	<p>学校としては、担当教職員が自分の携帯電話やパソコンを使って、巡回的にこのようなサイトを閲覧しながら、トラブル等がないかを確認しています。いずれにしても、学校だけが努力すれば良いという問題ではなくなっています。</p> <p>情報モラルについては、子どもに教育しなければならないと思いますが、有害情報については、大人がそれをつくっておいて、子どもに見るなというのは、子どもからすれば迷惑な話で、子どもを責めることはできないと感じます。</p> <p>6ページの学校給食について、食材の報道が色々なところで話題になっています。給食費の今後の見通しはいかがですか。</p> <p>給食の食材について、牛乳、パン、油等調味料など全てが高騰している状況です。安い食材に代えたり、食材の使い方を工夫しながら調理をしています。限界にあるという現場の声を聞いています。そこで、学校給食会において、まだ工夫の余地があるの</p>

委員長

か否か、給食費、食材費の値上げもやむを得ないということも視野に入れて、これから検討していく状況です。

10ページの佐藤議員からの施設予約カード、予約システムについての質問はよく分かります。利用者の立場ではなく、事務組織の立場で、使いやすいシステムやカードを考えるので、このようになるということではないですか。

生涯学習課長

個人で利用できる施設と団体でなければ利用できない施設があるのですが、施設予約カードは同じものなのです。市民に分かり難いというのが問題点です。

また、施設を継ぎ足しているために整理がついておらず、例えば、なでしこ会館で登録した個人カードで、公民館は団体でしか予約できないのですが、その予約ができてしまうというシステム上の不備を指摘されています。

委員長

利用者の立場でシステムをつくらなければならないはずが、自分たちに都合の良いシステムとなっているということでしょう。

もう一つ、平20陳情第10号の「個に応じた教育を実現するための学級規模の縮小・弾力化、30人以下学級実現を求める陳情」についてですが、陳情事項で「学級編制の標準を30人とする」とあります。「30人」と「30人以下」とでは違うと思いますが、いかがですか。

教育総務部参事

「標準を30人にする」というのは、上限が30人という意味です。現在は、「40人を標準とする」という表現で、40人を超えると学級が2クラスに編制されます。この陳情は、30人を上限として、30人以下学級の実現を求めています。

委員長

学級編制の標準を30人とする、というと、標準が30人であり、30人前後で良いという解釈ができるように思います。

教育長

学級編成についての法律用語の解釈の問題です。一般的には、委員長の意見のとおり、標準という解釈をしたいと思います。法律はそうは言っていません。学校における教職員の配置は、学級数がベースになります。子どもにとってどちらが教育的かということもありますが、教職員の人事的配置の根拠になります。標準という言葉を使って限度を示すことで、配置される学校と配置されない学校が存在して混乱が生じるということを防いでいるのかと、多分そういうものがあるのだと理解します。

委員長

教育長報告(2)から(10)について、質問、意見等ありませんか。

望月委員

はだのっ子アワード事業で、ふるさと秦野検定にも「はだのっ子アワード」という冠をつけてはいかがですか。

教育研究所長

検討したいと思います。

望月委員	これはおもしろいアイデアだと思います。
	作問とか採点について、学校現場の教員にさらに協力してもらうことは難しいですか。
教育研究所長	ふるさと秦野検定作問委員会では、小・中学校の教員の協力を得て作問しています。また、この検定の採点については、昨年度は、教育指導課及び教育研究所の指導主事が行いましたが、今年度は、機械での処理を取り入れていますので、相当省略されると思います。これを見て検討したいと思います。
委員長	これは、おもしろい取り組みですので、ぜひ成功させて欲しいと思います。
	資料4の「青少年交流洋上体験研修事業」ですが、燃料費の高騰から、追加経費がかかることはないですか。
生涯学習課長	7月の最終打合せでは、特に具体的な話はありません。ただ、今年は、大島を経由して新島へという航路ではなく、新島に直行しますので、例年に比べて航程を短くしています。
委員長	これは経費がかかり過ぎるという批判があったでしょう。
生涯学習課長	はい。そのように考えている方もいますが、青少年の体験として大切だと考えている方もいます。
委員長	資料9ですが、秦野の子どもは、短歌に関するレベルが高いということで、大変良いことです。ぜひ特色として宣伝したら良いのではないかと思います。
	その他ありませんか。
	—特になし—
委員長	続いて議案に入ります。「議案第20号 平成21年度に使用する小学校教科用図書の採択について」、「議案第21号 平成21年度に使用する中学校教科用図書の採択について」、「議案第22号 平成21年度に使用する学校教育法附則第9条による教科用図書の採択について」は、いずれも関連する議案ですので、一括して説明をお願いします。
	—教育指導課長が議案第20号・議案第21号・議案第22号について説明—
委員長	質問、意見等ありますか。
	議案第20号については、小学校の教科書で、採択年度ではありますが、これを変えるとすれば、前回の採択での理由以外のものがあり変えるということになります。これらについては、さらに2年間採用するということが良いのではないかという検討委員会の意見ですが、これについてはいかがですか。
望月委員	7月4日に開催された秦野市教科用図書採択検討委員会における検討経緯の概要について説明してください。

教育指導課長	<p>今年度は、事務局から教科の種目別に全ての教科用図書の特徴を報告した上での質疑という流れになりました。調査研究報告書の5ページにあります4つの質問にそれぞれ回答しました。これを踏まえた協議が行われ、その中では、現行の教科書の良さを指摘する意見がいくつかあり、また、今後の教科書の考え方、小・中連携の姿勢という意味合い、新しい学習指導要領の理念の周知徹底といった観点からも意見をいただきました。</p>
委員長	<p>その他にありますか。</p>
	<p>—特になし—</p>
委員長	<p>それでは、「議案第20号 平成21年度に使用する小学校教科用図書の採択について」原案のとおり可決することで異議ありませんか。</p>
	<p>—異議なし—</p>
委員長	<p>よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>続いて、「議案第21号 平成21年度に使用する中学校教科用図書の採択について」原案のとおり可決することで異議ありませんか。</p>
	<p>—異議なし—</p>
委員長	<p>よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>続いて、「議案第22号 平成21年度に使用する学校教育法附則第9条による教科用図書の採択について」原案のとおり可決することで異議ありませんか。</p>
	<p>—異議なし—</p>
委員長	<p>よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>次に、今定例会には1件の請願が提出されています。「『全国学力・学習状況調査結果』に基づく秦野市の結果について『情報公開審査会答申』通り、公開とすることを求める請願」を議題とします。意見等を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
教育長	<p>平成19年度全国学力・学習状況調査に係る結果についての情報公開請求があり、これを教育委員会が非公開としたことに対して異議申立てがありました。秦野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したところ、一部公開すべき旨の答申を受け、それに対して教育委員会は継続審議中というのが現在の状況です。</p>
宇山委員	<p>請願にあるように、一定の結論は出さなければいけないと思います。</p>
委員長	<p>結論は可能な限り早く出したいということです。現在、継続審議中ですので、採択又は不採択の判断はできません。</p>
教育長	<p>請願に対して採択とした場合は、公開することを教育委員会として採択することになります。また、不採択とすると、公開する</p>

ことを採択しないということになります。審議中の協議事項について、結論が出ない段階で、採択、不採択の意思決定はできません。請願については、継続審議とすることが誠実な対応ではないでしょうか。

宇山委員
望月委員

いずれにしても結論を出さなければいけません。

結論は出されなければいけません。今まで順序立てて協議を進めてきたわけですが、学校現場の意見など色々な面から総合的に判断していくことが、この請願に対する真摯な取り組みではないかと思えます。

委員長

現在、この内容について継続審議中ですので、採択、不採択という結論を出さず、「継続審議」ということでのよろしいですか。

—異議なし—

委員長

それでは、「継続審議」とします。

以上で請願についての採決を終了します。

続いて協議事項に入ります。「教育委員会の点検・評価について」説明をお願いします。

—教育総務課長が説明—

教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育委員会が、その権限に属する事務を点検・評価することが義務付けられました。教育委員会独自で評価制度をこれからつくることも考えられますが、教育委員会事務局の全事業について、既に行政評価を実施していますので、この制度を活用しようというのが今の提案です。

宇山委員

私の解釈では、教育委員会会議を改革するため、教育委員会は、事務局を客観的に見なさい、ということが法改正の趣旨ではないかと思えます。今の提案では、結局、全部事務局主導で、事務的な評価になってしまう気がします。

委員長

そうすると、我々で評価項目をつくり評価する、ということになりますが、我々が、毎日、この事務作業を行い評価をするということは、現実にはできないでしょう。だからどうするかということですが、

宇山委員
委員長

立派な報告書をつくる必要はないと思えます。

整理します。点検・評価の実施に当たって、全体の点検・評価をいきなり実施することは難しいので、教育委員会は「はだの子ども教育プラン」を掲げて教育しているので、これをまず点検・評価しましょう、ということは良いでしょう。その後、教育委員会全体の業務、施策の進捗状況等を点検・評価することになると思えますが、しっかりと目標を設定しなければ、点検・評価はできません。これは以前から私が指摘しているとおりで。将来的

には「はだの子ども教育プラン」もそうですが、「どういうものを」「いつまでに」「どこまで」やるかという目標設定をしなければならないことは確かです。

教育長

そうしたときに、私は、行政評価とは別に、教育委員会に点検・評価委員会を設置し、独自に実施すれば良いと思います。最初から自己点検、自己評価、内部評価は行わず、委員会には外部の方を入れて、最初から外部評価を実施すれば良いと思います。そして、それを議会に報告する、といった道筋ではいかがですか。評価というのはシンプルにしないといけません。

この点検・評価の主体が、教育委員会なのか、行政経営課なのか、市長事務部局が実施していることに、教育委員会が評価を依頼するというのは主体性が何もないと感じます。外部評価をする委員についても、市長事務部局任せです。委員の中に教育に関しての識見のある方がいるのかということも気になりました。

宇山委員

既存の評価の枠組みを活用する自治体も多いようですが、委員長が言われるようにすっきりさせることも方法としてはあるのかなという気がします。

委員長

そうしないと、単に事務量の増加を招くだけで実際の効果は何もないと思います。

教育長

目標を掲げて、その成果を他の人が評価を行えば良いことですから、複雑な評価にすると、事務量が増加するだけで、わけが分からなくなるのではないですか。

委員長

目標設定については次に議論するとして、「どこが行うか」「誰が行うか」という問題は、きちんと方針を出さないといけません。

平成16年から内容が変わっていない「はだの子ども教育プラン」の全面改定をしようとする、必ず評価がついて回ると思います。それは今のところ事務局内部、幼稚園及び小、中学校での評価となっていますが、私は教育委員、PTA、保護者にも評価してもらいたいと思っています。ただ、数値目標がないので、評価し難いとは思っています。

教育長

最初ですから、いきなり目標設定を点数でとしても難しいと思います。

現在の行政評価は、厳密に細かく分析的であると感じます。また、外部評価の委員から結構厳しい評価が出ています。既存の行政評価制度を活用するという考えが全くゼロとは言えません。

委員長

また、今年度には全てはできないので、「はだの子ども教育プラン」の中で施策を絞り、評価してもらおうという考え方です。

1つは、評価委員会を設置し、評価項目と評価方法を決定して、実施するという、もう一つは、PDCAサイクルを回すシス

テムを構築しなければいけません。この提案では、複雑なことを行い、議会報告することになります。その後の、チェック、アクションが分かりません。根本的に私が考える評価の視点と違うような気がしています。今後、当然に教育委員会のあり方も評価の対象になるのであれば、私は最初から外部評価をすべきだと思うので、我々委員が自己点検、自己評価をしても、意味がないと感じるわけです。何をどのように評価するかが基本ですから、これは難しすぎるという気がします。

宇山委員

法律の一部改正には、その背景としての考え方があると思います。それをしっかりと捉えなければいけません。私は、教育委員会が機能していないと思われるので、しっかりと機能させなければいけないという趣旨での法改正であると捉えています。教育総務課長の説明のような方法で評価をすると、法改正の趣旨が分からなくなるのではないかとこの気がします。

教育長

教育委員会のあり方について批判があったり、委員の名誉職化などと言われています。法律第27条では、教育長及び事務局等に委任された事務を含む教育委員会の権限に属する事務の管理執行の状況について点検・評価しなければいけないと規定しています。ですから、私は、教育委員会が、事務局の事務の執行状況を評価するものだとして受け取りました。事務局中心で執行している事務について、本来なら教育委員が点検・評価し、助言を行い、指示をできるはずが、一般的には機能していないから、外部の識見を活用しながら使命を果たせるようにするのだろうと考えたわけです。

教育委員一人ひとりが独立性と専門性を発揮して、事務局の執行事務事業についてきちんと点検・評価しなさいということであれば、事務局の事務事業を厳しい目で第三者に点検してもらい、それを教育委員が見て、どう判断するかということになると思います。

望月委員

この点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条により実施するのですね。

「平成19年度施策評価シート」及び「平成19年度事務事業チェックシート」により、新たに「はだの子ども教育プラン」という評価項目をつくるわけですね。

教育長

そうです。

望月委員

教育委員会のチェック項目はこれだけですか。

教育長

今年度については、全てとはいきませんので、この中から選ぶということです。

望月委員

事務的なものについても評価項目に入るのですね。

教育長
望月委員
教育長
望月委員
教育長

事務事業というのは、全ての事業に伴うものとなります。
事務局は、従来からこれを実施していたということですか。
そういうことです。

この部分では、今回の法律改正と関係ないということですか。
例えば、幼小一体化なども行財政改革として評価しています。
進行が遅いとか、公民館の問題についてもです。

委員長

このような評価をするときには、できる限りシンプルで見直し
ができる方法を考えながら評価システムをつくる必要があると
思います。これほど難しくなると、どこへどう返して良いか分か
らなくなります。

宇山委員

文部科学省から、このような評価シートまで指示がきているの
ですか。

教育総務課長

資料として提示した「平成19年度事務事業チェックシート」
は、既存の本市行政評価制度におけるシートです。「平成19年
度施策評価シート」については、今年度、試行的に行政経営課が
導入しようとしている施策の評価シートです。

宇山委員

市長事務部局がつくったシートなのですね。

教育総務課長

はい。

宇山委員

法律改正の通達等の内容を教えてください。

教育総務課長

今回の点検・評価に関しては、教育委員会の権限に属する事務
について点検及び評価をなささい、という内容で、具体的なもの
は示されていません。各市によって違います。他市では、概ね、
既存の行政評価制度の活用を方向性としていると思います。

教育長

資料に「秦野市教育委員会教育行政点検・評価実施要綱(案)」
がありますが、教育委員からの問題点の指摘などの意見により実
施要綱を策定したいと思います。点検・評価するからには、次に
活きる点検・評価を実施すれば良いわけです。事務事業を評価す
るとなれば、視点をはっきりさせないといけません。1事業につ
いて、視点をはっきりしないまま低い評価をしても、改善に向け
てどのようにすれば良いのか困ってしまいます。

宇山委員

評価する項目をいくつか挙げてみたらどうですか。

教育長

「はだの子ども教育プラン」の中の今日的課題を中心に施策を
選定し、評価するという作業を、先ほどの提案では、市長事務部
局と一緒に実施しようとしているわけです。

望月委員

評価において、特に問題とされることは外部評価です。外部評
価の問題点は、外部評価者が、評価事項に対して詳しくないから
実は評価できない、というような事例が報告されています。外部
評価は大事ですが、そのメンバーはかなり吟味しないと評価その
ものが信頼性を失ってしまいます。

委員長	その部分で、文部科学省は、学識経験者の活用を促しています。しかし、評価をするためには、本来、訓練が相当必要です。学識経験者といっても評価の練習をしたことはありません。学識経験者の中から人材を探し、その方たちには、まず評価の訓練をしなければならぬのでしょ
宇山委員	私と他の皆さんとで、思っている概念の違いがあるようです。私は、例えば、人事管理が適正に行われているかとか、不正がないかとか、そういう基本的なことをチェックしようというように受け取ったわけ
委員長	どういう点を点検・評価するかは、各教育委員会で決めなさいということです。秦野市教育委員会は、これをこのように点検・評価しますと決めれば良いので
宇山委員	基本的に、法律改正の趣旨やどのような内容を評価対象とするかなど詰めて説明を受けても判断できません
教育長	それから、目標が数値で示されているものに対しては評価しやすいと思います。しかし、数字の持つ裏の部分、背景の部分がありますので、教育活動を評価しなければいけないとしたときに、非常に難しさが生じます。また、ハード部分は評価しやすいですが、例えば、「豊かな心とたくましく生きる力を育む」という目標に対して、それをどこで数字に表すのか、このようなものを評価目標にするというのは難しいと思
宇山委員	教師の教え方の評価などは、教育委員会で評価することはできません。どのような評価をするのか分かりませ
委員長	そのとおりです。評価指標は難しく、できないものを行う方法を考えてみようとしているわけ
宇山委員	ねらいが分からないと判断できないのではないでしょ
教育長	今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の趣旨は、教育活動の活性化、教育委員会の独立性とか活性化があり、スクラップ・アンド・ビルドが難しいという学校、教育委員会が持つ硬直性を打破しようとしているとも思
委員長	市議会への報告をもって評価は最終とするのですか
教育長	点検・評価した結果を次年度予算事業に反映させるためには、12月議会には報告をしたいと考えています。理想は、9月議会に報告し、前年度決算と一緒に審議してもらうこと
望月委員	要綱案で、点検・評価の対象は、はだの子ども教育プランに定める施策及び事務事業とありますが、法律第27条では、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価

	<p>するよう規定していますので、この要綱にそのような内容が入らなければいけないのではないのでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>法律第26条にある教育委員会の権限に属する全ての事務が点検・評価の対象となります。ここでは、具体的な内容として提案しています。</p>
教育長	<p>この要綱案では、教育委員会の教育目標や組織についてまで点検・評価するとは読み取れません。</p>
宇山委員	<p>教育委員が、事務局が行っている教育行政を点検・評価しようというときに、事務局から提案を受けて実施するというのは変だなという気がしないでもありません。それで、この法律の趣旨が生かされるのか疑問です。</p>
委員長	<p>教育委員会が評価するものを、事務局がこのようにしましたといっても意味がありません。しかも、目標設定もしていないところで、自己点検、自己評価をするわけです。</p>
教育総務課長	<p>事務局として、一つの提案をしましたが、点検・評価については、教育委員会全体にかかるものです。</p>
宇山委員	<p>委員の中で、どのようなことを評価したら良いのか概念が統一されていませんので、それを先にしないといけません。</p>
委員長	<p>事務局からの提案を受けずに、といっても、教育委員が行う場合でも事務局を活用するほかにないように思います。</p>
教育長	<p>意味があるか否かは別として、法律に基づいて点検・評価を着実にを行う方法として、既にある組織を活用することが一番賢明な方法です。既存の評価システムに組み入れ、活用すれば、それは議会に報告されている中身ですから、即効性があり実務的です。</p> <p>しかし、ここでは、原理原則の大事なところからの議論になっています。中途半端に12月議会に報告して形を整えるよりも、良いものにしていきたいと思います。「はだの子ども教育プラン」の中身も、数値目標を入れてということは、外部から指摘されるまでもありません。気がつくことは多くありますので、実際的な内容の充実や改善は図れると思っています。秦野市教育委員会は、外部の知見を活用しなければ何も動けない主体性のない委員会ではないと思いますので、これについてもう一回、議論の時間をいただけないでしょうか。</p>
委員長	<p>次回の教育委員会会議では間に合わないでしょう。</p>
教育総務課長	<p>点検・評価の結果を来年度の予算編成に反映させるとすると時間的に間に合わないと感じます。</p>
教育長	<p>報告時期がおかしいと議会から指摘されるかもしれませんが、12月議会にこだわらなくても良いと思います。</p>
委員長	<p>例えば、評価シートはこれを活用し、評価機関を早急に立ち上</p>

教育長

げて、その方たちが評価を行う、ということも考えられます。

私は、この評価シートが、教育委員会の事業評価に必ずしも馴染むとは思っていません。市長事務部局の事務事業と視点が違うところが結構あります。

委員長

そう思います。多くの場合、民間企業等の評価システムを持ち込むわけです。すると、教育現場に馴染まないことが多々あるわけです。ですから、慎重に教育委員会の評価システムを構築すれば良いというわけです。ただ、その場合に、もし12月を最終にするのであれば、12月までに間に合うのかが疑問です。

望月委員

「はだの子ども教育プラン」が中心になりますから、具体的な評価内容を示した方が良いのではないですか。慎重に構え、時間をかけて進めた方が良いのではないのでしょうか。

教育長

教育委員会に主体性があるならば、市長事務部局に全てイニシアティブを任せるのではなく、教育委員会の思うように制度を活用させて欲しいと思っています。今までの議論では、12月に間に合わせるために教育委員の本意ではないシステムや評価をしてこの場を凌ぐのは無駄な気がします。「はだの子ども教育プラン」の内容を見直すことにも評価が必要です。これについては、既に見直しを始めていますから、来年度予算に反映させられます。その方が実のあるものになるかもしれません。

宇山委員

まだ概念の違いがありますが、教育の内容までは入り込めないとしても、例えば、教育環境、学校の治安は守られているのかなどを評価の対象として捉えているわけです。

教育長

それも評価項目に入っています。

宇山委員

我々でも評価できるようなことではなければ無理でしょう。

委員長

評価できる項目をまず選んで実施する方法はあります。

宇山委員

教育委員会が評価できないことを挙げて実施しても意味がない気がします。

教育長

私としては、現在、既にある行政評価制度を有効活用することは無駄ではないと思いますが、それだけでは十分な納得と理解が得られるにはもう少し時間が欲しいと思いますので、次回までに整理し、再度、提案したいと思います。必要であれば、意見を伺う機会も設けさせてもらいたいと思います。

教育総務課長

実施要綱案についてなど、指摘いただければと思います。

委員長

分かりました。秦野市教育委員会教育行政点検・評価実施要綱(案)も含め、何かあれば教育総務課長に意見等をお願いします。

教育長

どうしてもということが生じた場合には、臨時教育委員会の開催をお願いしたいと思います。

委員長

では、そういうことにします。

教育長

次に協議事項（２）「学校施設における耐震化について」説明をお願いします。

前回定例会では、議会での指摘、現状について理解してもらいました。教育委員会としての方針をしっかりと打ち立て、市長事務部局に要望等の意思表示をすることが大事であるという意見がありました。今から、市長事務部局との折衝の方向性について概要だけ教育総務課長が説明をします。

委員長

—教育総務課長が「学校施設における耐震化について」説明—
意見等ありませんか。

宇山委員

これで良いと思います。できる限りの万全策だと思います。

委員長

他にありませんか。

委員長

—特になし—

それでは「学校施設の耐震化について」は、早急に進めて欲しいと思います。

次に、協議事項（３）「平成19年度全国学力・学習状況調査に係る結果の取り扱いについて」は、継続協議事項です。現時点における非公開情報が協議の場で取り扱われることとなりますので、秘密会での審議としたいと思います。

また、本日は、小学校長会長及び中学校長会長に学校現場の声としての意見を伺うため、秘密会に呼びたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長

—異議なし—

よって「平成19年度全国学力・学習状況調査に係る結果の取り扱いについて」は、秘密会での審議とし、小学校長会長及び中学校長会長の秘密会への出席を求めることとします。

続いて、その他に入りますが、「教員の人事事務について」説明をお願いします。

委員長

—教育長が「教員の人事事務について」説明—
いかがですか。

教育長

—異議なし—

辞令交付は、早ければ8月中旬、場合によると9月1日になるかもしれません。

委員長

学校運営に支障がないようにしてください。

それでは、ただいまから秘密会としますので、関係者以外の退室を求めます。